

令和5年第4回農業委員会総会

1 日 時 令和5年4月25日(火)
午前10時00分～午前10時23分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 番 号	氏 名	議 番 号	氏 名
1	正木 静夫	7	島原 順二
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
6	古木 麻知子		

(最適化推進員)

議 番 号	氏 名	議 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 番 号	氏 名	議 番 号	氏 名
5	小川 裕希恵		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局補佐兼農地係長	藤本 英樹
事務局書記	金山 明男		

令和5年第4回農業委員会総会日程

1 日 時 令和5年4月25日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	承認第1号	専決処分の承認について (人事異動に伴う解任及び任命)
日程第2	議案第12号	大竹市農用地利用集積計画(第108期) の決定について
日程第3	議案第13号	非農地証明の申請について
日程第4	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	報告第5号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地 転用届出の専決処理について
日程第6	報告第6号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和5年 第4回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

会 長

みなさんおはようございます、早朝よりご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席委員11名中9名（欠席2名）で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第4回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、4番 丸小 ^{みさお}操委員、および5番 小川 ^{ゆきえ}裕希恵委員でございますけれども欠席でございますので6番 古木 麻知子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1の承認第1号「専決処分の承認について（人事異動に伴う解任及び任命）」を議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

（説明）

それでは、承認第1号「専決処分の承認について」を説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。去る4月1日付けの人事異動において、農業委員会事務局主幹兼農地係長の川本 ^{かわもと} ^{よしのり}義典さんが市民生活部 環境整備課主幹へ異動され、農業委員会事務局主査の藤井 ^{ふじい} ^{ひであき}秀明さんが健康福祉部 福祉課主査へ移動されました。

また後任の事務局には、教育委員会事務局 総務学事課から、事務局主任として金山 ^{かねやま} ^{あきお}明男さんが、健康福祉部 福祉課から、事務局 局長補佐 兼農地係長として藤本 英樹が着任することとなりました。

本来なら農業委員会総会を招集し、その職の解任辞令、並びに農業委員会事務局の任命辞令の交付につきまして、農業委員の皆様方にご協議をお願いするところですが、この人事異動の辞令が4月1日付けでございましたので、大竹市農業委員会規程第5条第1項第3号の規定により、会長において専決処分をさせていただきました。

以上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。^{はか}

本件は承認することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長

ご異議ございませんので、本件は承認することに決定されました。

続きまして、日程第2 議案第12号「大竹市農用地利用集積計画（第108期）の決定について」を議題といたします。

それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案書 3ページにありますように、このたび2件提出がありましたのでご説明いたします。

利用権の設定を受ける方、利用権を設定する方は、それぞれ議案書記載のとおりです。

まず、順位1ですが、利用権の詳細は、4ページと5ページ、地図は6ページをご覧ください。

申請地は栗谷町大栗林の1筆で、現況は田、面積は756㎡、利用権の種類は使用貸借、内容は水稻栽培となっており、利用権は、継続で、令和5年5月1日から令和10年12月31日までの契約を結ぶものとなります。

続いて順位2です。

利用権の詳細は、7ページと8ページ、地図は9ページをご覧ください。

申請地は栗谷町大栗林の3筆で、現況は全て田、面積は3筆合計で4,138㎡となっており、利用権の種類は使用貸借、内容は水稻栽培となっています。

こちらの利用権も、継続であり、令和5年5月1日から令和10年12月31日までの契約を結ぶものとなっています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、地区担当委員の意見を求めることになっていますが、栗谷町大栗林の地区担当は私ですので、このまま意見を述べさせていただきます。また、現地調査には石井委員も同行しておりますので後程ご意見をお願いします。

正木委員

整理番号の1につきまして、地権者が亡くなられて奥様一人になって、甥の方が耕作をされています。今回期限が来ましたのでまた新規でということでは何ら問題はありません。整理番号2について、地権者の方の甥の方がバトンタッチということで耕作しております。まったく問題はありません。石井委員、両方について補足の方をお願いします。

石井委員

整理番号1については農地をよく整備されております。収穫の方は業者に頼んでいるということです。問題ございません。整理番号2ですが、現地調査を行っていたところ、借主のお父様とお話をしまして詳しいことを聞いたのですが、田んぼは非常にきれいにされていたのですが、水源がかなり厳しいという話をされていました。ため池から水を引いているということですが、ため池がどんどん浅くなっていて水源が少し心配であるということです。耕作について、全く問題はないです。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件は計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第3 議案第13号「非農地証明の申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは議案第13号「非農地証明の申請について」をご説明いたします。

議案書は 10 ページ、地図は 11 ページをご覧ください。所在は、油見三丁目の1筆で、登記地目は田、現況は宅地、面積は496㎡の土地です。

当該地は、昭和58年12月に住宅を建築し、現在まで使用されてきました。

申請人は、地目が田であることから、現況に合わせて地目を変更する目的で、非農地証明を申請したものです。

広島県の「農地法に関する各種証明事務取扱ガイドライン」に沿って検討すると、今回の申請地は、昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃（かいはい）地（いわゆる無断転用地）となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、今回の申請も証明に該当する事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。4番 丸小委員お願いいたします。

丸小委員

4月18日に古木委員、事務局と現地調査を行いました。現況は宅地が建っており周囲も宅地化しており非農地証明を行うことに支障はありません。

会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されまし

た。

続きまして、日程第4 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書は12ページ、地図は14ページをご覧ください。

申請地は、木野二丁目の1筆です。地目は畑、現況も畑、面積は46㎡です。

譲受人は、譲渡人が病気になられたタイミングで耕作を始められ、この度、譲渡人が病気で入院されたため、耕作をすることができなくなったため、10万円で譲り受け、耕作するとのことです。

なお、13ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。4番 丸小委員お願いします。

丸小委員

4月18日に現地調査を行いました。現地は野菜等が植えられていましてきれいに耕作されており、問題はないと思います。

会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第5 報告第5号「農地法第4条 第1項 第8号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（藤本）

それでは、報告第5号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。

対象となるものが2件ございますので、まず、順位1からご説明させていただきます。

議案書は15ページ、地図は16ページをご覧ください。

届出地は、白石一丁目の2筆で、地目は畑、面積は2筆合計353㎡です。

大竹高校裏手の道路に沿った一団の土地です。

届出人は、自己用住宅の駐車スペースとして利用するため転用するものです。

地区担当委員さんから、住宅地の中にあり、道路と住宅に接していて、近隣の農地に影響を及ぼすことはないというご意見をいただいております。3月22日にこの届出を受理しております。

続いて順位2について説明させていただきます。

議案書は同じく 15 ページ、地図は 17 ページになります。

届出地は、白石一丁目の4筆で、地目は畑、面積は4筆合計660㎡です。

大竹高校入口道路から大瀧神社方面に入った場所にある一団の土地です。

届出人は、分譲宅地5区画及び共有通路として利用するため転用するものです。

地区担当委員さんから、住宅地の中にあり、道路と住宅に接していて、近隣の農地に影響を及ぼすことはないというご意見をいただいております。3月29日にこの届出を受理しております。

報告第5号につきましては以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(異議なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

続きまして、日程第6 報告第6号「農地法第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、報告第6号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

こちらは3件ございますので、順に説明させていただきます。

まず順位1の件ですが、議案書は 18 ページ、地図は 20 ページをご覧ください。

届出地は、立戸四丁目の2筆、登記地目は田及び畑、現況はともに畑、面積は2筆合計で274㎡です。

転用目的は譲受人が申請地を資材置き場として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

3月27日にこの届出を受理しております。

続きまして順位2の件です。議案書は同じく 18 ページ、地図は 21 ページをご覧ください。

届出地は、油見三丁目の1筆、登記地目は田、現況は雑種地、面積は252㎡です。

転用目的は譲受人が申請地を隣地の住宅用地を拡張及び駐車場として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

3月20日にこの届出を受理しております。

最後に順位3の件です。議案書は 19ページ、地図は 22ページをご覧ください。

届出地は、元町一丁目の2筆、登記地目は雑種地及び田、現況はともに畑、面積は2筆合計で388㎡です。

転用目的は譲受人が宅地として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

4月3日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第4回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。